

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年6月8日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第33号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年函館市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「1,080円」を「1,440円」に改め、同条第3項第1号中「1,620円」を「2,160円」に改め、同項第2号中「2,160円」を「2,880円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第15条第2項および第3項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

（災害応急作業等手当の内払）

- 2 改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合には、改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された災害応急作業等手当は、改正後の条例の規定による災害応急作業等手当の内払とみなす。

（市長への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。